

## 診療報酬トリプル改定と処遇改善

上田 克彦

公益社団法人日本診療放射線技師会 会長

令和6年能登半島地震で被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。また余震が収まらぬ中で医療支援に携わっていただいた会員の皆さまには、心から敬意を表します。

さて、令和6(2024)年度診療報酬改定は、介護報酬、障害福祉サービス等報酬との同時改定となるいわゆるトリプル改定といわれています。2025年問題を見据えた第8次医療計画に基づいた検討がなされています。令和3(2021)年6月から「第8次医療計画等に関する検討会」において議論され、「医療計画作成指針」および「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」が改正されました。令和5(2023)年度に各都道府県において新たな医療計画の策定作業が行われており、令和6年度から実施されます。診療放射線技師に関係する事項として災害医療におけるコンテナCTの活用があり、JART Vision 2040長期計画に掲げている診療放射線技師の病院以外の業務拡大にも共通するものです。今回の診療報酬改定で特徴的なのは薬価以外6月実施となることです。これは、医療施設における診療報酬算定のシステム改修に必要な期間を設けることで、システム改修の作業負荷を平準化するためです。またDX推進についても、マイナ保険証に利用を前提に大きく拡大するための方策が検討されています。診療放射線技師も含め医療関係職種として、今回の診療報酬改定において最も関心の高い内容は「医療関係職種の賃上げ」といえます。日本の景気回復を狙った政策による物価上昇と社会の賃上げが進む中、医療においては、公定価格による収入に頼る医療施設において賃上げ財源を捻出することは困難であることはよく知られています。この財源の捻出に、診療報酬のプラス改定で対応するのか、補助金で対応することが適切ではないかの議論もありましたが、私はチーム医療推進協議会代表として、日本看護協会会長と共に厚生労働大臣に医療関係職種の賃上げ要望のための診療報酬プラス改定を要望し、世論の後押しも期待して、記者会見で医療従事者の給与状況や医療以外の産業への人材流出の懸念を説明し、結果として処遇改善は診療報酬改定で対応することになりました。一方、診療報酬全体の底上げとなることから、医療財政への影響も大きいことも理解しておく必要があります。診療報酬としての財源は、患者さんが支払う部分も少なくなく、税金に頼る部分も大きいため、診療報酬による賃上げの意義をしっかりと認識し、より質の高い医療を実施することで国民に還元していく必要があることを認識し、診療放射線業務に取り組んでいただきたいと思います。

